

岡 崎 市 議 会 議 案

令 和 6 年 3 月 定 例 会

令和 6 年 3 月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
1	包括外部監査契約について	7
2	市道路線の認定について	9
3	特定事業の契約について（南公園整備事業）	11
4	公の施設に係る指定管理者の指定について（南公園）	13
5	物品の取得について（小学校教師用教科書及び指導書）	15
6	岡崎市手数料条例の一部改正について	17
7	岡崎市附属機関設置条例の一部改正について	19
8	岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について	21
9	岡崎市職員定数条例の一部改正について	23
10	岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	25
11	岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	27
12	岡崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	29
13	岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	31
14	岡崎市犯罪被害者等支援条例の制定について	33
15	岡崎市障がい者コミュニケーション条例の制定について	37
16	岡崎市介護保険条例の一部改正について	41
17	岡崎市国民健康保険条例の一部改正について	45
18	岡崎市子ども・子育て会議条例の一部改正について	47
19	岡崎市八帖地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について	49

20	岡崎市市営住宅条例の一部改正について	51
21	岡崎市消防団員等救慰金条例及び岡崎市消防団員公務災害補償等条例の一部改正について	53
22	岡崎市火災予防条例の一部改正について	55
23	岡崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	57
24	令和5年度岡崎市一般会計補正予算（第12号）	59
25	令和5年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）	77
26	令和5年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	85
27	令和5年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	91
28	令和5年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	97
29	令和5年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第1号）	101
30	令和5年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第3号）	105
31	令和5年度岡崎市岡崎駅東土地地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）	109
32	令和5年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第1号）	113
33	令和5年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第1号）	117
34	令和5年度岡崎市病院事業会計補正予算（第3号）	121
35	令和5年度岡崎市水道事業会計補正予算（第2号）	123
36	令和5年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第3号）	125
37	令和6年度岡崎市一般会計予算	127
38	令和6年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計予算	143
39	令和6年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算	149
40	令和6年度岡崎市後期高齢者医療特別会計予算	155

41	令和 6 年度岡崎市介護保険特別会計予算	159
42	令和 6 年度岡崎市継続契約集合支払特別会計予算	163
43	令和 6 年度岡崎市額田北部診療所特別会計予算	167
44	令和 6 年度岡崎市こども発達医療センター特別会計予算	171
45	令和 6 年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計 予算	175
46	令和 6 年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予 算	179
47	令和 6 年度岡崎市宮崎財産区特別会計予算	183
48	令和 6 年度岡崎市形埜財産区特別会計予算	187
49	令和 6 年度岡崎市病院事業会計予算	191
50	令和 6 年度岡崎市水道事業会計予算	195
51	令和 6 年度岡崎市下水道事業会計予算	199

令和6年第1号議案

包括外部監査契約について

次のとおり、包括外部監査契約を締結するものとする。

令和6年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 契約金額
11,258,000円を上限とする額
- 4 支払方法
監査の結果に関する報告書提出後に一括払い
- 5 契約の相手方
名古屋市名東区上菅一丁目604番地の1
公認会計士 都 成 哲

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により必要があるによる。

令和6年第2号議案

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

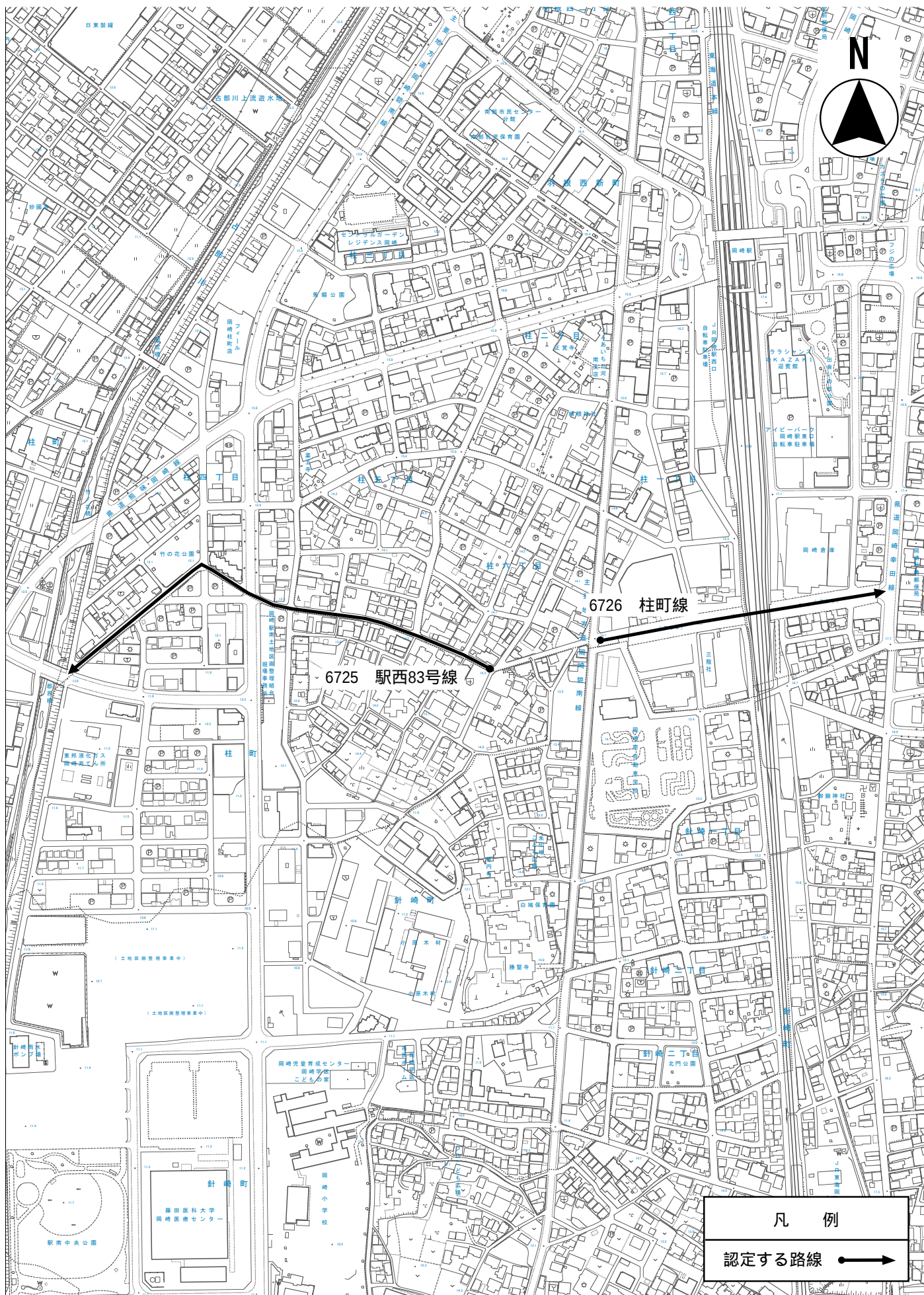
令和6年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

路線番号	路 線 名	起 点
		終 点
6 7 2 5	駅西83号線	岡崎市柱六丁目
		岡崎市柱四丁目
6 7 2 6	柱町線	岡崎市柱一丁目
		岡崎市柱町字東荒子

（理由）

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により必要があるによる。



特定事業の契約について

次のとおり、特定事業の契約を締結するものとする。

令和6年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
南公園整備事業
- 2 事業期間終了日
令和26年3月31日
- 3 契約方法
随意契約
- 4 契約金額
7,375,019,991円（金利変動、物価変動、制度の変更等により増減があった場合は、当該増減後の額）
- 5 契約の相手方
岡崎市朝日町三丁目17番地
岡崎南公園マネジメント株式会社

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

令和6年第4号議案

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
南公園	岡崎市朝日町三丁目17番地	岡崎南公園マネジメント株式会社	令和9年4月1日から令和26年3月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 買入目的
学校の用に供するため
- 2 買入物品
小学校教師用教科書及び指導書 28,800冊
- 3 契約方法
随意契約
- 4 買入金額
286,920,296円
- 5 納品期限
令和 6 年 3 月 31 日
- 6 契約の相手方
岡崎市康生通東二丁目 43 番地
株式会社正文館書店
岡崎市本町通一丁目 14 番地
合資会社岡崎書房
岡崎市矢作町字馬場 17 番地
有限会社原田書店

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年岡崎市条例第 15 号）第 3 条の規定により必要があるによる。

岡崎市手数料条例の一部改正について

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市 長 中 根 康 浩

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例

岡崎市手数料条例（平成12年岡崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 (74)の 2 項の次に次のように加える。

(74) の 3	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第 6 項の規定に基づく既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき27,000円
(74) の 4	建築基準法施行令第137条の12第 7 項の規定に基づく既存建築物の道路内における制限の適用除外に係る認定申請に対する審査	既存建築物の道路内における制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき27,000円

別表第 1 (75)の 3 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表備考 6、備考 7、備考 9 及び備考10中「建築物のエネルギー消費性

能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、建築基準法施行令の一部改正に伴い、新たに処理することとなる事務に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

岡崎市附属機関設置条例の一部改正について

岡崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 岡崎市交通政策会議の項を削り、同表岡崎市入札監視委員会の項の次に次のように加える。

岡崎市災害 ケースマネ ジメント推 進会議	被災者の自立及び 生活の再建を支援 する災害ケースマ ネジメントの推進 に関する調査及び 審議	10 人	学識経験を有する者 福祉関係者 災害ケースマネジメ ントの推進に資する 活動を行う関係団体 の推薦する者	4 年
--------------------------------	--	------	---	-----

別表第 1 岡崎市生活習慣病対策会議の項の次に次のように加える。

岡崎市配偶 者からの暴 力防止及び 被害者支援 基本計画策 定委員会	岡崎市配偶者から の暴力防止及び被 害者支援基本計画 の策定に関する審 議	7 人	学識経験を有する者	委嘱又は任 命された日 から計画の 策定が完了 する日まで
---	---	-----	-----------	---

別表第 1 岡崎市森づくり協議会の項の次に次のように加える。

岡崎市立地 適正化計画	岡崎市立地適正化 計画の策定及び変	14 人	学識経験を有する者	委嘱又は任 命された日
----------------	----------------------	------	-----------	----------------

策定委員会	更に関する審議			から計画の 策定又は変 更が完了す る日まで
-------	---------	--	--	---------------------------------

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、附属機関の新設及び廃止を行う必要があるによる。

岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について

岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例

（市長及び副市長の給料の月額の特例）

第 1 条 令和 6 年 4 月 1 日から同年 10 月 20 日までの間（次条及び第 3 条において「特例期間」という。）における市長及び副市長の給料の月額は、岡崎市長等の給与に関する条例（昭和 26 年岡崎市条例第 13 号）第 3 条の規定にかかわらず、市長にあっては同条第 1 号に掲げる額から当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とし、副市長にあっては同条第 2 号に掲げる額から当該額に 100 分の 8 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条各号に掲げる額とする。

（教育長の給料の月額の特例）

第 2 条 特例期間における教育長の給料の月額は、岡崎市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成 27 年岡崎市条例第 8 号）第 3 条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

（水道事業及び下水道事業管理者の給料の月額の特例）

第 3 条 特例期間における水道事業及び下水道事業管理者の給料の月額は、岡崎市水道事業及び下水道事業管理者の給与に関する条例（平成 31 年岡崎市条例第 6 号）第 3 条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、令和 6 年10月20日限り、その効力を失う。

（理由）

この条例案を提出したのは、現下の市民生活に鑑み、市長等の給料の支給について所要の調整をする必要があるによる。

岡崎市職員定数条例の一部改正について

岡崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員定数条例の一部を改正する条例

岡崎市職員定数条例（昭和24年岡崎市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「18人」を「19人」に改め、同項第 3 号中「189人」を「192人」に改め、同項第 7 号中「7 人」を「8 人」に改め、同項第 9 号中「82 人」を「89人」に改め、同項第10号中「404人」を「407人」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、上下水道局の組織体制強化、市費負担教員の採用及び消防力の強化等のため、職員の定数の適正化を図る必要があるによる。

令和 6 年第10号議案

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項第15号中「7 月」を「6 月」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、国家公務員との均衡を図るため、特別休暇の取得期間を改める必要があるによる。

令和 6 年第11号議案

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年岡崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 号 中 「736,000 円」 を 「740,000 円」 に 改 め、 同 条 第 2 号 中 「668,000円」 を 「672,000円」 に 改 め、 同 条 第 3 号 中 「614,000円」 を 「617,000 円」 に 改 め る。

附 則

この条例は、令和 6 年10月26日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、経済情勢等を踏まえ、議員報酬の額を改定する必要があるによる。

岡崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岡崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年岡崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表報酬の額の欄中「71,200円」を「78,300円」に、「45,300円」を「49,800円」に、「40,300円」を「44,300円」に、「29,300円」を「32,200円」に、「27,000円」を「29,700円」に、「153,800円」を「155,500円」に、「50,000円」を「55,000円」に、「44,400円」を「48,800円」に、「38,600円」を「42,400円」に、「33,600円」を「36,900円」に、「9,400円」を「10,300円」に、「19,000円」を「19,200円」に、「8,000円」を「8,100円」に、「414,200円」を「416,000円」に、「50,300円」を「50,800円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、及び他の中核市の報酬額との均衡を図るため、特別職の職員で非常勤のものの報酬の額を改定する必要があるによる。

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
改正について

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年岡崎市
条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、個人番号の提供に関し」を削る。

第 4 条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事
務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、
同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第 4 項中
「前 2 項」を「第 2 項」に改める。

第 5 条第 1 項第 2 号中「法別表第 2 の第 1 欄に掲げる」を「情報照会者である」
に、「同表の第 3 欄に掲げる市の機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務」を
「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用
特定個人情報」に、「おいて、同表の第 3 欄に掲げる」を「おいて、情報提供者
である」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第
2 項中「前項」を「前項第 1 号」に改める。

別表第 1 の 1 の 3 項の次に次のように加える。

1 の 4	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律 第134号）による障がい児福祉手当若しくは特別障がい者 手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年 法律第34号）附則第97条第 1 項の福祉手当に加算する手当
-------	----	---

	の支給に関する事務であって規則で定めるもの
--	-----------------------

別表第2の1項中「条例」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）」を、「による地方税」の次に「又は森林環境税」を加え、同表の1の5項中「(昭和39年法律第134号)」及び「(昭和60年法律第34号)」を削り、同表の1の6項中「地方税関係情報」を「障がい者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報」に改め、「国民健康保険関係情報」の次に「介護保険給付等関係情報」を加え、同表の1の8項中「地方税関係情報」を「障がい者関係情報又は地方税関係情報」に改め、同表中1の9項を1の10項とし、1の8項の次に次のように加える。

1の9	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障がい児福祉手当若しくは特別障がい者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当に加算する手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障がい者関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
-----	----	---	-------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第3項及び第5条第1項第2号の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関連する規定を改めるとともに、個人番号利用事務の範囲並びに庁内連携を行う個人番号利用事務及び特定個人情報の範囲を見直す必要があるによる。

岡崎市犯罪被害者等支援条例の制定について

岡崎市犯罪被害者等支援条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益の保護及び受けた被害の軽減又は回復を図り、もって市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、行政機関の職員その他の関係者又は周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- (5) 関係機関等 国、愛知県、警察、犯罪被害者等の支援を行う団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、

その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから、社会において孤立することなく、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、二次的被害及び再被害を生じさせることのないよう配慮するとともに、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項及び第6条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の心情を尊重し、地域社会で孤立させないように努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与すること並びに精神的及び身体的な被害の回復に取り組むことができるよう、その就労及び勤務について配慮するよう努めなければならない。

2 事業者は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談及び情報の提供等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（経済的負担の軽減等）

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害（次条及び第10条において「犯罪被害等」という。）に係る経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給その他必要な施策を実施するものとする。

（日常生活の支援）

第9条 市は、犯罪被害等により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、日常生活の支援のため、必要な施策を実施するものとする。

（居住の安定）

第10条 市は、犯罪被害等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供等必要な施策を実施するものとする。

（精神的な被害の軽減又は回復）

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等又は二次的被害により受けた精神的な被害を軽減又は回復することができるよう必要な施策を実施するものとする。

（広報及び啓発）

第12条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害及び再被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

（人材の育成）

第13条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するために必要な施策を実施するものとする。

（意見等の反映）

第14条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、学識経験を有する者及び市民からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

（個人情報の適切な管理）

第15条 市は、犯罪被害者等の支援における個人情報の保護の重要性を認識し、犯罪被害者等に係る個人情報を適切に管理するものとする。

（支援を行わないことができる場合）

第16条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、犯罪被害者等の権利利益の保護及び受けた被害の軽減又は回復を図るため、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念、基本となる事項等を定める必要があるによる。

岡崎市障がい者コミュニケーション条例の制定について

岡崎市障がい者コミュニケーション条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市障がい者コミュニケーション条例

私たちが互いに理解し合うためにコミュニケーションを図ることは、日常生活又は社会生活において欠かせないものであり、障がい者にとってのコミュニケーション手段は、障がいの特性に応じて多様なものとなっている。

本市においては、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段のうちの一つである手話が言語であることの理解が重要との認識の下、令和 4 年 3 月に岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例を制定し、手話言語とろう者への理解の促進を図ってきた。同年 5 月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が施行され、そこでは、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の策定及び実施が求められているところであるが、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進が十分に進んでいるとはいえないため、意思表示をする者と受ける者が意思疎通を図ることについて互いに協力しながら、当該コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を進めていく必要がある。

ここに、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進を図り、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、支え合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、当該コミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する

施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病その他の心身の機能の障がいをいう。
- (2) 障がい者 障がいがある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) コミュニケーション手段 点字、音訳、拡大文字、手話（触手話及び弱視手話を含む。）、筆談、要約筆記、字幕、触覚を使った意思疎通、文字盤、実物又は絵図の提示、代筆、代読、重度障がい者用意思伝達装置、平易な表現、情報通信機器その他のコミュニケーションを図るための手段をいう。
- (5) コミュニケーション支援者 点訳者、音訳者、手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパーその他の障がい者のコミュニケーションを支援し、又は補助する者をいう。

（基本理念）

第3条 障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現を目指すものであること。
- (2) 障がい者が日常生活又は社会生活を送る上で、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用することの重要性を認め、当該コミュニケーション手段を選択する機会が保障されること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条及び第6条において「基本理念」という。）にのっとり、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進について必要な施策を総合的かつ計画的に推進し、及び実施する責務を有する。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市の施策に協力するよう努めるとともに、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備等の合理的配慮（障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。）の提供を行わなければならない。

（施策の推進）

第7条 市は、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進のため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解啓発に関する施策
- (2) 障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段による情報の発信及び取得に関する施策
- (3) コミュニケーション支援者の養成、派遣及び配置に関する施策
- (4) 災害時における情報の取得及びコミュニケーションの支援に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

（意見の聴取）

第8条 市は、前条各号に掲げる施策の推進に当たって、障がい者、コミュニケーション支援者その他関係者の意見を聴くものとする。

（財政措置）

第9条 市は、第7条各号に掲げる施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生することのできる地域社会を実現するため、障がいの特性に応じた多様なコ

コミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関し、基本理念、施策の基本となる事項等を定める必要があるによる。

岡崎市介護保険条例の一部改正について

岡崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市介護保険条例の一部を改正する条例

岡崎市介護保険条例（平成12年岡崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 章の 2 地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会（第 2 条の 2 ～第 2 条の 4）」を「第 2 章の 2 地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会（第 2 条の 2 ～第 2 条の 4）」を第 2 章の 3 保険給付（第 2 条の 5）に改める。

第 2 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 2 章の 3 保険給付

（特別給付）

第 2 条の 5 市は、法第18条第 3 号に規定する市町村特別給付（第 4 項において「特別給付」という。）として、おむつ等購入費の支給を行う。

2 おむつ等購入費は、法第41条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者のうち、市長が定める要介護状態区分（法第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分をいう。）に該当する状態である者（以下この項において「対象者」という。）が、おむつその他これに類する介護用品として市長が定めるもの（次項において「おむつ等」という。）を市長が指定する事業者から購入したときに、当該対象者に対して支給する。

3 おむつ等購入費は、法第28条第 1 項に規定する有効期間において、月を単位として支給するものとし、その額は、1 月につき、おむつ等の購入に要した費用の総額の100分の90に相当する額とする。ただし、1 月当たり2,700円を超えることができない。

4 前3項に定めるもののほか、特別給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第3条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1号中「30,780円」を「28,728円」に改め、同号エ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第2号中「47,880円」を「44,460円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第3号中「47,880円」を「44,802円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第4号中「58,140円」を「54,720円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第5号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第6号ア中「及び第13号ア」を「、第13号ア、第14号ア及び第15号ア」に、「80万円」を「120万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第7号中「71,820円」を「78,660円」に改め、同号ア中「120万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第8号中「78,660円」を「95,760円」に改め、同号ア中「210万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第9号中「95,760円」を「112,860円」に改め、同号ア中「320万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第10号中「112,860円」を「129,960円」に改め、同号ア中「400万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第11号中「129,960円」を「136,800円」に改め、同号ア中「600万円」を「620万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第12号ア中「800万円」を「720万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第13号中「164,160円」を「153,900円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「820万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第15号イ」を加え、同条第14号を次のように改める。

(14) 次のいずれかに該当する者 164,160円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（7）に係る部分を除く。）又は次号イに該当するものを除く。）

第3条に次の2号を加える。

(15) 次のいずれかに該当する者 181,260円

ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（Ⅶ）に係る部分を除く。）に該当するものを除く。）

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 194,940円

第3条の2中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

第5条第3項中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に、「第13号まで」を「第15号まで」に改める。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第3条、第3条の2及び第5条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度までの保険料については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、介護保険法施行令の一部改正及び令和6年度から令和8年度までの介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険の保険料の額を定める等の必要があるによる。

岡崎市国民健康保険条例の一部改正について

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡崎市国民健康保険条例（平成24年岡崎市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 9 条ただし書及び第 3 号を削る。

第18条ただし書及び第 3 号を削る。

第26条中「22万円」を「24万円」に改める。

第27条ただし書及び第 3 号を削る。

第35条第 1 項第 1 号中「及び第40条第 1 項の表(8)項」を削り、同項第 2 号中「29万円」を「295,000円」に改め、同項第 3 号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第 4 項中「22万円」を「24万円」に改める。

第36条の 3 第 3 項及び第 7 項中「22万円」を「24万円」に改める。

第40条第 1 項の表(8)項を削り、同条第 2 項中「前項の表(1)項から(7)項まで」を「前項の表各項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 9 条、第18条、第26条、第27条、第35条第 1 項及び第 4 項、第36条の 3 第 3 項及び第 7 項並びに第40条第 1 項の表の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げるとともに、保険料の軽減対象を拡大し、保険料賦課の適正化を図る等の必要があるによる。

岡崎市子ども・子育て会議条例の一部改正について

岡崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

岡崎市子ども・子育て会議条例（平成25年岡崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び」を「、」に改め、「第25条」の次に「及びこども基本法（令和 4 年法律第77号）第13条第 3 項」を加える。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (3) 岡崎市こども計画（本市のこども基本法第10条第 2 項に規定する市町村こども計画をいう。）の策定及び変更に関する事項の調査審議並びにこども施策（同法第 2 条第 2 項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）の推進に関し必要な事務

第 3 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 7 条中「子ども・子育て支援」の次に「又はこども施策」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、岡崎市子ども・子育て会議において、岡崎市こども計画の策定及び変更に関する事項の調査審議並びにこども施策の推進に関し必要な事務を行うため、当該会議の所掌事務を改める等の必要があるによる。

岡崎市八帖地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について

岡崎市八帖地区計画の区域内における建築物制限条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市八帖地区計画の区域内における建築物制限条例の一部を改正する条例

岡崎市八帖地区計画の区域内における建築物制限条例（平成19年岡崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡崎市八丁地区計画の区域内における建築物制限条例

第 1 条及び第 2 条中「西三河都市計画八帖地区計画」を「西三河都市計画八丁地区計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、西三河都市計画八帖地区計画の名称が変更されたことに伴い、所要の規定を整理する必要があるによる。

岡崎市市営住宅条例の一部改正について

岡崎市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市市営住宅条例の一部を改正する条例

岡崎市市営住宅条例（平成 9 年岡崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 アの表土井住宅児童遊園の項の次に次のように加える。

平地住宅児童遊園	岡崎市美合町字地藏野 1 番地111
----------	--------------------

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、平地荘の建替えに伴い、平地住宅に併設する児童遊園の名称等を定める必要があるによる。

岡崎市消防団員等救慰金条例及び岡崎市消防団員公務災害補償等条例の一部改正について

岡崎市消防団員等救慰金条例及び岡崎市消防団員公務災害補償等条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市消防団員等救慰金条例及び岡崎市消防団員公務災害補償等条例の一部を改正する条例

（岡崎市消防団員等救慰金条例の一部改正）

第 1 条 岡崎市消防団員等救慰金条例（昭和37年岡崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 1 条の 2 第 4 項中「婦人自主防災クラブ員」を「女性防災クラブ員」に改める。

（岡崎市消防団員公務災害補償等条例の一部改正）

第 2 条 岡崎市消防団員公務災害補償等条例（平成17年岡崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条第 3 項中「婦人自主防災クラブ員」を「女性防災クラブ員」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、市内各地区の婦人自主防災クラブが女性防災クラブへ名称変更することに伴い、所要の規定を整理する必要があるによる。

岡崎市火災予防条例の一部改正について

岡崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市火災予防条例の一部を改正する条例

岡崎市火災予防条例（昭和37年岡崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第40条の 2 第 2 項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第41条第 1 項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「2 以上の階で」を「2 階以上の階で」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、消防法施行令の一部改正に伴い、消防用設備等の技術上の基準の附加に係る規定を改める等の必要があるによる。

岡崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

岡崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

岡崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年岡崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当、在宅勤務等手当」を加え、同項ただし書中「管理職員特別勤務手当及び勤勉手当」を「単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当」に改め、「加えて」の次に「在宅勤務等手当及び」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、在宅勤務等手当を、パートタイム会計年度任用職員を除いて支給することができるものとし、及び会計年度任用職員に対し、勤勉手当を、正規職員に準じて支給することができるものとする等の必要があるによる。

令和 5 年度岡崎市一般会計補正予算（第12号）

令和 5 年度岡崎市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,159,864千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,802,795千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加及び変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	69,980,254	550,000	70,530,254
	1 市民税	29,517,712	550,000	30,067,712
5	株式等譲渡所得割交付金	365,000	100,000	465,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	365,000	100,000	465,000
6	法人事業税交付金	921,000	279,000	1,200,000
	1 法人事業税交付金	921,000	279,000	1,200,000
14	分担金及び負担金	1,032,871	△41,051	991,820
	1 負担金	1,032,871	△41,051	991,820
15	使用料及び手数料	2,035,530	△6,714	2,028,816
	2 手数料	762,313	△6,714	755,599
16	国庫支出金	22,040,358	3,972,177	26,012,535
	1 国庫負担金	17,848,943	△1,679,170	16,169,773
	2 国庫補助金	4,112,665	5,651,347	9,764,012
17	県支出金	10,367,292	△570,640	9,796,652
	1 県負担金	6,089,003	△14,833	6,074,170
	2 県補助金	3,433,978	△527,366	2,906,612
	3 委託金	826,129	△28,441	797,688
18	財産収入	1,184,680	81,897	1,266,577
	1 財産運用収入	230,964	△18,452	212,512
	2 財産売却収入	953,716	100,349	1,054,065
19	寄附金	389,927	13,576	403,503
	1 寄附金	389,927	13,576	403,503
20	繰入金	11,833,457	25,203	11,858,660
	1 特別会計繰入金	157,997	77,143	235,140
	2 基金繰入金	11,675,460	△51,940	11,623,520
21	繰越金	2,525,709	1,017,461	3,543,170

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 繰越金	千円 2, 525, 709	千円 1, 017, 461	千円 3, 543, 170
22	諸収入	5, 414, 477	△165, 045	5, 249, 432
	4 受託事業収入	519, 951	△1, 036	518, 915
	5 雑入	3, 874, 344	△164, 009	3, 710, 335
23	市債	3, 748, 000	904, 000	4, 652, 000
	1 市債	3, 748, 000	904, 000	4, 652, 000
	歳 入 合 計	143, 642, 931	6, 159, 864	149, 802, 795

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	701,769	△3,015	698,754
	1 議会費	701,769	△3,015	698,754
2	総務費	11,358,088	7,017,104	18,375,192
	1 総務管理費	7,635,448	7,030,155	14,665,603
	2 総務諸費	1,788,004	△31,599	1,756,405
	3 徴税費	1,111,445	10,231	1,121,676
	4 戸籍住民基本台帳費	560,034	35,797	595,831
	5 選挙費	124,089	△27,480	96,609
3	民生費	59,581,609	△758,385	58,823,224
	1 社会福祉費	17,235,611	△139,795	17,095,816
	2 老人福祉費	12,217,937	△139,179	12,078,758
	3 児童福祉費	25,474,584	△465,765	25,008,819
	4 生活保護費	4,638,474	△3,146	4,635,328
	5 災害救助費	15,003	△10,500	4,503
4	衛生費	19,028,167	△2,543,142	16,485,025
	1 保健衛生費	9,179,578	△2,445,048	6,734,530
	2 衛生諸費	3,581,721	91,898	3,673,619
	3 環境費	1,166,017	△14,529	1,151,488
	4 清掃費	5,100,851	△175,463	4,925,388
6	農林業費	2,558,765	△105,004	2,453,761
	1 農業費	1,456,207	△66,446	1,389,761
	2 農業基盤整備費	694,575	△34,029	660,546
	3 林業費	407,983	△4,529	403,454
7	商工費	4,368,247	△317,842	4,050,405
	1 商工費	4,368,247	△317,842	4,050,405
8	土木費	19,401,876	797,423	20,199,299

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 土木管理費	1,206,265	△15,777	1,190,488
	2 交通安全対策費	312,036	4,100	316,136
	3 道路橋りょう費	4,749,440	△133,368	4,616,072
	4 河川費	509,741	272,411	782,152
	5 都市計画費	7,068,539	699,035	7,767,574
	6 公園緑地費	2,244,101	251,921	2,496,022
	7 土地区画整理費	1,920,304	△222,765	1,697,539
	8 住宅費	1,391,450	△58,134	1,333,316
	9 消防費	4,488,584	△29,727	4,458,857
	1 消防費	4,488,584	△29,727	4,458,857
10	教育費	14,350,453	2,124,148	16,474,601
	1 教育総務費	2,820,222	△18,270	2,801,952
	2 小学校費	2,186,862	1,311,930	3,498,792
	3 中学校費	1,355,435	1,048,054	2,403,489
	4 学校教育費	4,645,197	△49,950	4,595,247
	5 社会教育費	2,418,776	△132,733	2,286,043
	6 保健体育費	923,961	△34,883	889,078
11	災害復旧費	592,394	△17,696	574,698
	1 公共土木施設災害復旧費	289,485	0	289,485
	3 文教施設災害復旧費	36,350	0	36,350
	4 その他公共公用施設災害復旧費	178,010	△17,696	160,314
12	公債費	7,005,403	△4,000	7,001,403
	1 公債費	7,005,403	△4,000	7,001,403
	歳 出 合 計	143,642,931	6,159,864	149,802,795

第2表 継続費補正

1 追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎改修事業 (根石小学校北棟)	1,090,454 千円	令和5年度	94,072 千円
				令和6年度	66,727
				令和7年度	929,655
		小学校校舎改修事業 (美合小学校南棟)	471,247	令和5年度	27,846
				令和6年度	43,450
				令和7年度	399,951
	3 中学校費	中学校校舎改修事業 (矢作中学校 北・中棟)	1,494,875	令和5年度	43,589
				令和6年度	85,002
				令和7年度	589,519
				令和8年度	776,765

2 変更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
3 民生費	3 児 童 福祉費	放 課 後 対策施設 整備事業 (市 営 住宅大樹 寺 荘)	千円 36,525	令和 5 年度	千円 4,965	千円 36,643	令和 5 年度	千円 4,400
				令和 6 年度	19,861		令和 6 年度	20,544
				令和 7 年度	11,699		令和 7 年度	11,699
8 土木費	5 都 市 計画費	若 松 線 整備事業	3,332,680	令和 3 年度	17,226	3,332,680	令和 3 年度	17,226
				令和 4 年度	137,780		令和 4 年度	137,780
				令和 5 年度	423,943		令和 5 年度	377,770
				令和 6 年度	515,914		令和 6 年度	517,160
				令和 7 年度	964,240		令和 7 年度	627,573
				令和 8 年度	712,828		令和 8 年度	700,589
				令和 9 年度	560,749		令和 9 年度	954,582

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	5 都 市 計画費	東岡崎駅 交通施設 整備事業	千円 10,440,000	令和5年度	千円 0	千円 10,440,000	令和5年度	千円 0
				令和6年度	850,000		令和6年度	461,808
				令和7年度	1,863,000		令和7年度	1,291,828
				令和8年度	3,522,000		令和8年度	3,225,299
				令和9年度	2,915,000		令和9年度	3,792,632
				令和10年度	1,290,000		令和10年度	1,668,433
	6 公 園 緑地費	岡崎中央 総合公園 空調設備 改修事業	131,893	令和5年度	52,600	131,893	令和5年度	6,400
				令和6年度	66,497		令和6年度	110,597
				令和7年度	12,796		令和7年度	14,896
	7 土 地 区 画 整理費	柱 町 線 整備事業 (第2期)	1,916,000	令和2年度	186,000	1,814,059	令和2年度	186,000
				令和3年度	2,420		令和3年度	2,420
				令和4年度	441,840		令和4年度	441,840
				令和5年度	1,066,699		令和5年度	877,551
				令和6年度	219,041		令和6年度	306,248

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	8 住宅費	市 営 住 宅 建 設 事 業 (平 地 荘 外 構)	千円 177,521	令和 4 年度	千円 7,900	千円 169,918	令和 4 年度	千円 7,900
				令和 5 年度	169,621		令和 5 年度	162,018
		市 営 住 宅 建 設 事 業 (大 樹 寺 荘 B 棟)	1,411,082	令和 5 年度	148,323	1,443,163	令和 5 年度	144,540
				令和 6 年度	469,468		令和 6 年度	505,332
				令和 7 年度	793,291		令和 7 年度	793,291
10 教育費	2 小 学 校 費	小 学 校 校 舎 改 修 事 業 (岡 崎 小 学 校 中 棟)	535,101	令和 4 年度	27,565	535,101	令和 4 年度	27,565
				令和 5 年度	0		令和 5 年度	504,131
				令和 6 年度	507,536		令和 6 年度	3,405
		小 学 校 校 舎 改 修 事 業 (大 樹 寺 小 学 校 中 棟)	758,273	令和 4 年度	126,664	758,273	令和 4 年度	126,664
				令和 5 年度	47,608		令和 5 年度	613,815
				令和 6 年度	584,001		令和 6 年度	17,794
		大 樹 寺 小 学 校 校 舎 整 備 事 業	61,758	令和 4 年度	5,992	61,758	令和 4 年度	5,992
				令和 5 年度	0		令和 5 年度	55,766
				令和 6 年度	55,766		令和 6 年度	0

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
10 教育費	3 中 学 校 費	中 学 校 校 舎 改 修 事 業 (甲 山 中 学 校 南 棟)	千円 1,095,435	令和 4 年度	千円 223,773	千円 1,095,435	令和 4 年度	千円 223,773
				令和 5 年度	81,002		令和 5 年度	837,013
				令和 6 年度	790,660		令和 6 年度	34,649
		甲 山 中 学 校 校 舎 整 備 事 業	63,519	令和 4 年度	5,802	63,519	令和 4 年度	5,802
				令和 5 年度	0		令和 5 年度	57,717
				令和 6 年度	57,717		令和 6 年度	0

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	人事給与情報管理 システム運用管理事業	千円 16,400
	2 総務諸費	シビックセンター 施設整備事業	6,600
	3 徴税費	市民税賦課システム 運用管理事業	35,000
	4 戸籍住民 基本台帳費	戸籍整備事業	36,810
		住民基本台帳整備事業	27,852
3 民生費	3 児童福祉費	こどもの安心・安全 対策支援事業	1,500
4 衛生費	1 保健衛生費	予防接種事業	27,336
	3 環境費	おかざき自然体験の森 管理運営事業	6,849
8 土木費	2 交通安全対策費	交通安全施設整備事業	15,500
	3 道路橋りょう費	道路ストック点検 修繕事業	36,020
		本宿駅周辺地域拠点 関連道路整備事業	98,274

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	3 道路橋りょう費	橋りょう耐震事業	70,178
		橋りょう新設改良事業 (中 根 橋)	60,198
	4 河 川 費	河 川 改 修 事 業	285,000
	5 都 市 計 画 費	都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン 策 定 事 業	9,295
		景観環境まちづくり 推 進 事 業	4,700
		岡崎環状線整備事業	113,143
		東岡崎駅周辺地区 整 備 推 進 事 業	61,391
	6 公 園 緑 地 費	公 園 便 所 更 新 事 業	6,000
	7 土地区画整理費	(仮)本宿駅西土地区画 整理組合設立準備事業	11,540
9 消 防 費	1 消 防 費	災害対策設備整備事業	6,691
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校施設保全事業 (奥殿小学校ほか3校)	87,714

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校附帯施設改修事業	千円 1,673
	3 中学校費	中学校施設保全事業 (福岡中学校ほか1校)	206,536
	4 学校教育費	児童生徒健全 育成推進事業	1,589
	5 社会教育費	文化財保存事業補助事業	6,671
		岡崎城跡整備事業	24,124
11 災害復旧費	2 農林業施設 災害復旧費	農林業施設災害復旧事業	3,058

2 変更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費	3 道 路 橋 りょう費	道路整備事業	千円 118,500	道路整備事業	千円 447,025
		阿知和地区 工業団地関連 道路整備事業	322,189	阿知和地区 工業団地関連 道路整備事業	460,341
		橋りょう長寿 命化修繕事業	10,420	橋りょう長寿 命化修繕事業	104,070
	5 都 市 計 画 費	スマートイン ターチェンジ 整 備 事 業	49,052	スマートイン ターチェンジ 整 備 事 業	688,385
	7 土 地 区 画 整 理 費	岡崎駅東土地 区画整理事業	67,100	岡崎駅東土地 区画整理事業	109,637
		岡崎駅針崎 若松土地 区画整理事業	5,000	岡崎駅針崎 若松土地 区画整理事業	80,760
9 消 防 費	1 消 防 費	消 防 指 令 センター維持 管 理 事 業	941	消 防 指 令 センター維持 管 理 事 業	2,420

第4表 地方債補正

1 追加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河 川 改 修 事 業 費	千円 165,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
小学校校舎建設事業費	8,000			
中学校校舎建設事業費	8,000			
計	181,000			

2 変更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地域交流センター整備事業費	32,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
放課後児童クラブ整備事業費	15,000			
水 道 事 業 費	593,000			
道 路 整 備 事 業 費	1,207,000			
スマートインターチェンジ整備事業費	53,000			
景観環境まちづくり推進事業費	14,000			
都市計画道路整備事業費	260,000			
岡崎駅東土地区画整理事業費	827,000			
岡崎駅針崎若松土地区画整理事業費	7,000			
公 営 住 宅 整 備 事 業 費	240,000			
消 防 施 設 整 備 事 業 費	238,000			
小学校校舎改修事業費	2,000			
中学校校舎改修事業費	11,000			
計	3,748,000			

補		正		後	
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
千円 31,000	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し		
14,000					
684,000					
1,006,000					
45,000					
12,000					
300,000					
642,000					
35,000					
236,000					
226,000					
519,000					
472,000					
4,471,000					

令和 5 年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算
(第 2 号)

令和 5 年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 526,919 千円を減額し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,892,479 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 28 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	繰入金	469,197	△46,919	422,278
	1 一般会計繰入金	469,197	△46,919	422,278
4	市債	1,911,000	△480,000	1,431,000
	1 市債	1,911,000	△480,000	1,431,000
	歳入合計	2,419,398	△526,919	1,892,479

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	工業団地造成費	2,097,086	△526,093	1,570,993
	1 工業団地造成費	2,097,086	△526,093	1,570,993
3	公債費	321,776	△826	320,950
	1 公債費	321,776	△826	320,950
	歳 出 合 計	2,419,398	△526,919	1,892,479

第2表 繰越明許費補正
変更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 工業団地 造成費	1 工業団地 造成費	阿知和地区 工業団地 造成事業	千円 40,063	阿知和地区 工業団地 造成事業	千円 1,483,663

第3表 地方債補正
変更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
工 業 団 地 造 成 事 業 費	千円 1,911,000	普 通 貸 借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

補		正		後	
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
千円 1,431,000	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し		

令和 5 年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度岡崎市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37,221千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ562,824千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	県支出金	85,440	33,420	118,860
	1 県補助金	85,440	33,420	118,860
4	繰入金	273,893	△26,359	247,534
	1 一般会計繰入金	273,893	△26,359	247,534
6	諸収入	4,054	14,718	18,772
	3 雑入	4,052	14,718	18,770
7	市債	129,500	△59,000	70,500
	1 市債	129,500	△59,000	70,500
	歳入合計	600,045	△37,221	562,824

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	施設管理費	268,672	△37,221	231,451
	1 維持管理費	268,672	△37,221	231,451
	歳 出 合 計	600,045	△37,221	562,824

第2表 地方債補正
変更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農 業 集 落 排 水 事 業 費	千円 129,500	普 通 貸 借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

補		正		後	
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
千円 70,500	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し		

令和 5 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,435,055 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,674,556 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正）

第 2 条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 2 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	国庫支出金	1,579	△488	1,091
	2 国庫補助金	1,578	△488	1,090
5	県支出金	23,338,318	△1,394,593	21,943,725
	1 県補助金	23,338,317	△1,394,593	21,943,724
6	財産収入	1,228	94	1,322
	1 財産運用収入	1,228	94	1,322
7	繰入金	3,280,593	△40,068	3,240,525
	1 一般会計繰入金	2,974,832	△40,068	2,934,764
	歳入合計	34,109,611	△1,435,055	32,674,556

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	531,788	△5,649	526,139
	1 総務管理費	458,039	△5,649	452,390
2	保険給付費	23,019,655	△1,398,373	21,621,282
	1 療養諸費	19,914,934	△1,035,497	18,879,437
	2 諸給付費	3,104,721	△362,876	2,741,845
3	国民健康保険事業費納付金	10,127,773	0	10,127,773
	1 医療給付費分	6,867,606	0	6,867,606
4	保健事業費	382,809	△30,054	352,755
	1 保健事業費	32,048	△5,739	26,309
	2 特定健康診査等事業費	350,761	△24,315	326,446
5	基金積立金	1,228	94	1,322
	1 基金積立金	1,228	94	1,322
6	諸支出金	45,358	△1,073	44,285
	2 直営診療所勘定繰出金	8,236	△1,073	7,163
歳 出 合 計		34,109,611	△1,435,055	32,674,556

第2表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 27,978	千円 0	千円 27,978
	1 事業勘定繰入金	8,236	△1,073	7,163
	2 一般会計繰入金	19,742	1,073	20,815
歳入合計		98,649	0	98,649

歳出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
歳 出 合 計		98,649	0	98,649

令和 5 年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ353,318千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,543,966千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	5,100,156	△57,710	5,042,446
	1 国庫負担金	4,546,971	△47,002	4,499,969
	2 国庫補助金	553,185	△10,708	542,477
4	支払基金交付金	6,853,904	△90,608	6,763,296
	1 支払基金交付金	6,853,904	△90,608	6,763,296
5	県支出金	3,543,181	△49,560	3,493,621
	1 県負担金	3,432,091	△41,768	3,390,323
	2 県補助金	111,090	△7,792	103,298
6	財産収入	3,930	69	3,999
	1 財産運用収入	3,930	69	3,999
7	繰入金	4,465,300	△156,224	4,309,076
	1 一般会計繰入金	4,082,984	△60,552	4,022,432
	2 基金繰入金	382,316	△95,672	286,644
9	諸収入	100,375	715	101,090
	2 雑入	98,874	715	99,589
	歳入合計	26,897,284	△353,318	26,543,966

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	609,142	△18,618	590,524
	1 総務管理費	316,291	△3	316,288
	3 介護認定審査会費	271,953	△18,615	253,338
2	保険給付費	24,650,468	△272,516	24,377,952
	1 介護サービス等諸費	22,645,192	△222,393	22,422,799
	3 高額介護サービス等費	612,749	0	612,749
	4 特定入所者介護サービス等費	508,684	△50,123	458,561
3	地域支援事業費	822,022	△62,342	759,680
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	634,509	△60,480	574,029
	2 一般介護予防事業費	23,108	△1,874	21,234
	3 包括的支援事業・任意事業費	163,199	12	163,211
4	基金積立金	421,706	69	421,775
	1 基金積立金	421,706	69	421,775
5	諸支出金	392,946	89	393,035
	2 一般会計繰出金	151,005	89	151,094
歳 出 合 計		26,897,284	△353,318	26,543,966

令和 5 年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ144,058千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,877,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	2,021,058	△144,058	1,877,000
	1 一般会計繰入金	1,961,512	△129,997	1,831,515
	2 特別会計繰入金	59,546	△14,061	45,485
	歳入合計	2,021,058	△144,058	1,877,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	継続契約集合支出	2, 021, 058	△144, 058	1, 877, 000
	1 継続契約集合支出	2, 021, 058	△144, 058	1, 877, 000
	歳 出 合 計	2, 021, 058	△144, 058	1, 877, 000

令和 6 年第30号議案

令和 5 年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	診療収入	78,892	△7,746	71,146
	1 外来診療収入	78,892	△7,746	71,146
3	繰入金	141,691	7,043	148,734
	1 一般会計繰入金	141,691	7,043	148,734
5	諸収入	10,457	703	11,160
	2 雑入	8,612	703	9,315
	歳入合計	231,397	0	231,397

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	163,846	0	163,846
	1 総務管理費	163,846	0	163,846
2	医業費	30,234	0	30,234
	1 医業費	30,234	0	30,234
	歳 出 合 計	231,397	0	231,397

令和 6 年第31号議案

令和 5 年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度岡崎市の岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77,053千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,055千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	換地清算金収入	1	31,937	31,938
	1 換地清算徴収金	1	31,937	31,938
2	繰越金	1	45,116	45,117
	1 繰越金	1	45,116	45,117
	歳入合計	2	77,053	77,055

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	換地清算金	1	△1	0
	1 換地清算交付金	1	△1	0
2	諸支出金	1	77,054	77,055
	1 一般会計繰出金	1	77,054	77,055
	歳 出 合 計	2	77,053	77,055

令和 5 年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度岡崎市の宮崎財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,233千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,451千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	865	△12	853
	1 財産運用収入	864	△12	852
3	繰入金	19,816	△7,769	12,047
	1 基金繰入金	19,816	△7,769	12,047
4	繰越金	1	5,548	5,549
	1 繰越金	1	5,548	5,549
	歳入合計	20,684	△2,233	18,451

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	16,714	△1,490	15,224
	1 総務管理費	16,714	△1,490	15,224
3	区有林費	1,390	△743	647
	1 区有林費	1,390	△743	647
	歳 出 合 計	20,684	△2,233	18,451

令和 5 年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度岡崎市の形埜財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ648千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,967千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	1,080	△1	1,079
	1 財産運用収入	1,079	△1	1,078
3	繰入金	236	△236	0
	1 基金繰入金	236	△236	0
4	繰越金	1	885	886
	1 繰越金	1	885	886
歳入合計		1,319	648	1,967

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	13	648	661
	1 総務管理費	13	648	661
3	区有林費	966	0	966
	1 区有林費	966	0	966
4	予備費	50	0	50
	1 予備費	50	0	50
歳 出 合 計		1, 319	648	1, 967

令和 5 年度岡崎市病院事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(4) 主要な建設改良事業			
建 設 改 良 費 事業費	1,130,278千円	△155,300千円	974,978千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 病院事業収益	26,930,086千円	60,576千円	26,990,662千円
第 1 項 医 業 収 益	23,489,578千円	47,619千円	23,537,197千円
第 2 項 医 業 外 収 益	3,040,533千円	12,957千円	3,053,490千円
支 出			
第 1 款 病院事業費用	26,755,450千円	△189,842千円	26,565,608千円
第 1 項 医 業 費 用	25,965,572千円	△196,124千円	25,769,448千円
第 2 項 医 業 外 費 用	781,889千円	6,282千円	788,171千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,749,102千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,879千円並びに過年度分損益勘定留保資金1,745,223千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 資 本 的 収 入	1,867,399千円	△148,150千円	1,719,249千円
第 1 項 他 会 計 負 担 金	892,070千円	△7,150千円	884,920千円
第 4 項 企 業 債	971,000千円	△141,000千円	830,000千円
支 出			
第 1 款 資 本 的 支 出	3,623,651千円	△155,300千円	3,468,351千円

第1項 建設改良費 1,819,797千円 △155,300千円 1,664,497千円
(企業債)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

区分	起債の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
補 正 前	設 備 改 修 事 業 費	千円 688,800	普 通 貸 借	4.0%以内（た だし、利率見 直し方式で借 り入れる資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率）	政府資金等について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合にはその債権者と 協定する融資条件に よる。ただし、融資 条件又は企業財政の 都合により償還年限 を短縮し、若しくは 繰上償還し、又は低 利債に借換えするこ とができる。
	駐 車 場 整 備 事 業 費	282,200			
補 正 後	設 備 改 修 事 業 費	666,300	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し
	駐 車 場 整 備 事 業 費	163,700			

令和6年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和5年度岡崎市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(2) 年 間 総 給 水 量	41,256,000m ³	△601,000m ³	40,655,000m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	112,720m ³	△1,640m ³	111,080m ³
(4) 主要な建設改良事業			
管路耐震化等工事 事業費	3,955,155千円	500,359千円	4,455,514千円
施設更新工事 事業費	470,747千円	50,000千円	520,747千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第1款 水道事業収益	8,075,398千円	△18,665千円	8,056,733千円
第1項 営業収益	7,069,071千円	△31,079千円	7,037,992千円
第2項 営業外収益	1,006,325千円	12,414千円	1,018,739千円
支		出	
第1款 水道事業費用	7,402,410千円	△164,959千円	7,237,451千円
第1項 営業費用	7,207,285千円	△239,274千円	6,968,011千円
第2項 営業外費用	183,527千円	74,315千円	257,842千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,827,514千円は減債積立金165,172千円、建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額410,212千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,752,130千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第1款 資本的収入	2,837,017千円	141,652千円	2,978,669千円

第2項	出資金	1,050,188千円	90,932千円	1,141,120千円
第3項	工事負担金	349,310千円	△95,403千円	253,907千円
第6項	補助金	118,500千円	146,123千円	264,623千円
	支		出	

第1款 資本的支出 6,272,370千円 533,813千円 6,806,183千円

第1項 建設改良費 4,682,183千円 550,359千円 5,232,542千円

第2項 企業債償還金 1,390,187千円 △16,546千円 1,373,641千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	900,764千円	28,091千円	928,855千円

令和6年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和 5 年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(2) 年 間 総 処 理 水 量	37,617,000m ³	△1,042,000m ³	36,575,000m ³
(3) 1 日 平 均 処 理 水 量	102,779m ³	△2,847m ³	99,932m ³
(4) 主要な建設改良事業			
^{きよ} 管渠施設築造工事 事業費	1,911,100千円	1,180,577千円	3,091,677千円
^{きよ} 管渠施設改良工事 事業費	1,071,859千円	279,517千円	1,351,376千円
ポンプ施設改良工事 事業費	438,018千円	△14,870千円	423,148千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第 1 款 下水道事業収益	10,092,872千円	△41,658千円	10,051,214千円
第 1 項 営 業 収 益	6,578,544千円	△153,103千円	6,425,441千円
第 2 項 営 業 外 収 益	3,322,505千円	111,445千円	3,433,950千円
支		出	
第 1 款 下水道事業費用	9,667,743千円	△93,198千円	9,574,545千円
第 1 項 営 業 費 用	8,706,676千円	△83,335千円	8,623,341千円
第 2 項 営 業 外 費 用	913,703千円	△9,863千円	903,840千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,816,154千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額150,150千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額161,995千円、過年度分損益勘定留保資金3,013,003千円並びに当年度分損益勘定留保資金491,006千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
-------	---------	---------	-------

収 入		入	
第1款 資本的収入	4,717,023千円	1,461,196千円	6,178,219千円
第1項 企業債	3,377,000千円	679,600千円	4,056,600千円
第2項 負担金	185,968千円	△5,346千円	180,622千円
第3項 補助金	1,124,500千円	786,942千円	1,911,442千円
支 出		出	
第1款 資本的支出	8,515,759千円	1,478,614千円	9,994,373千円
第1項 建設改良費	4,239,402千円	1,478,614千円	5,718,016千円
(企業債)			

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

区分	起債の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
補 正 前	下水道 事業費	千円 2,652,800	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
補 正 後	下水道 事業費	3,332,400	変更なし	変 更 な し	変 更 な し

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	502,004千円	36,381千円	538,385千円

令和6年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和 6 年度岡崎市一般会計予算

令和 6 年度岡崎市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140,410,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 6 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1 市税		69,280,607
	1 市民税	28,632,951
	2 固定資産税	28,741,074
	3 軽自動車税	1,074,412
	4 市たばこ税	2,357,807
	5 鉱産税	611
	6 入湯税	450
	7 事業所税	2,985,239
	8 都市計画税	5,488,063
2 地方譲与税		978,600
	1 地方揮発油譲与税	215,000
	2 自動車重量譲与税	655,000
	3 森林環境譲与税	108,600
3 利子割交付金		23,000
	1 利子割交付金	23,000
4 配当割交付金		528,000
	1 配当割交付金	528,000
5 株式等譲渡所得割交付金		360,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	360,000
6 法人事業税交付金		1,286,000
	1 法人事業税交付金	1,286,000
7 地方消費税交付金		8,932,000
	1 地方消費税交付金	8,932,000
8 ゴルフ場利用税交付金		86,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	86,000
9 自動車取得税交付金		1

款	項	金 額
	1 自動車取得税交付金	千円 1
10 環境性能割交付金		312,000
	1 環境性能割交付金	312,000
11 地方特例交付金		2,376,353
	1 地方特例交付金	2,353,878
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税 減収補填特別交付金	22,475
12 地方交付税		50,000
	1 地方交付税	50,000
13 交通安全対策特別交付金		45,130
	1 交通安全対策特別交付金	45,130
14 分担金及び負担金		1,031,815
	1 負担金	1,031,815
15 使用料及び手数料		2,358,214
	1 使用料	1,277,473
	2 手数料	1,080,741
16 国庫支出金		21,414,752
	1 国庫負担金	16,591,280
	2 国庫補助金	4,742,475
	3 委託金	80,997
17 県支出金		9,871,382
	1 県負担金	6,540,833
	2 県補助金	2,505,426
	3 委託金	804,369
	4 県交付金	20,754
18 財産収入		1,467,508

款	項	金 額
		千円
	1 財産運用収入	266,934
	2 財産売却収入	1,200,574
19 寄附金		477,250
	1 寄附金	477,250
20 繰入金		7,416,707
	1 特別会計繰入金	167,892
	2 基金繰入金	7,248,815
21 繰越金		1
	1 繰越金	1
22 諸収入		5,700,680
	1 延滞金及び過料	100,001
	2 市預金利子	3,734
	3 貸付金元利収入	916,656
	4 受託事業収入	533,638
	5 雑入	4,146,651
23 市債		6,414,000
	1 市債	6,414,000
歳 入 合 計		140,410,000

歳出

款	項	金 額
1 議会費		千円 696, 179
	1 議会費	696, 179
2 総務費		11, 384, 876
	1 総務管理費	7, 533, 624
	2 総務諸費	1, 703, 602
	3 徴税費	1, 221, 660
	4 戸籍住民基本台帳費	550, 301
	5 選挙費	237, 035
	6 統計調査費	43, 986
	7 監査委員費	94, 668
3 民生費		57, 251, 017
	1 社会福祉費	14, 180, 847
	2 老人福祉費	11, 937, 552
	3 児童福祉費	26, 432, 927
	4 生活保護費	4, 699, 191
	5 災害救助費	500
4 衛生費		16, 591, 502
	1 保健衛生費	5, 795, 914
	2 衛生諸費	3, 478, 467
	3 環境費	2, 016, 933
	4 清掃費	5, 300, 188
5 労働費		107, 816
	1 労働諸費	107, 816
6 農林業費		1, 710, 554
	1 農業費	615, 395
	2 農業基盤整備費	733, 316

款	項	金 額
	3 林業費	千円 361, 843
7 商工費		2, 952, 033
	1 商工費	2, 952, 033
8 土木費		21, 014, 746
	1 土木管理費	1, 222, 144
	2 交通安全対策費	319, 604
	3 道路橋りょう費	4, 679, 729
	4 河川費	425, 043
	5 都市計画費	7, 806, 106
	6 公園緑地費	4, 226, 691
	7 土地区画整理費	699, 580
	8 住宅費	1, 635, 849
9 消防費		4, 423, 010
	1 消防費	4, 423, 010
10 教育費		17, 255, 483
	1 教育総務費	2, 650, 784
	2 小学校費	1, 799, 193
	3 中学校費	1, 534, 823
	4 学校教育費	7, 956, 191
	5 社会教育費	2, 460, 521
	6 保健体育費	853, 971
11 災害復旧費		75, 000
	1 公共土木施設災害復旧費	35, 000
	2 農林業施設災害復旧費	15, 000
	3 文教施設災害復旧費	10, 000
	4 その他公共公用施設災害復旧費	15, 000

款	項	金 額
12 公債費		千円 6,847,782
	1 公債費	6,847,782
13 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		140,410,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	2 総務諸費	シビックセンター 施設整備事業	2,602,721 千円	令和6年度	23,424 千円
				令和7年度	1,382,044
				令和8年度	1,197,253
3 民生費	3 児童福祉費	福岡南保育園 園舎整備事業	658,605	令和6年度	29,080
				令和7年度	629,525
8 土木費	5 都市計画費	岡崎駅周辺 整備事業	336,380	令和6年度	117,788
				令和7年度	170,126
				令和8年度	48,466
	6 公園緑地費	岡崎中央総合公園 総合体育館 改修事業	1,324,411	令和6年度	251,500
				令和7年度	1,072,911
10 教育費	2 小学校教育費	美合小学校 校舎整備事業	66,089	令和6年度	4,739
				令和7年度	61,350
	5 社会教育費	美術博物館 改修事業 (第2期)	1,928,087	令和6年度	201,101
				令和7年度	1,719,797
				令和8年度	7,189

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	5 社会 教育費	地域文化広場 施設整備事業	千円 349,414	令和6年度	千円 14,376
				令和7年度	335,038

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
会 議 録 作 成 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	千 693
高速複写機の賃借に要する経費	令和7年度から 令和11年度まで	21,978
本庁舎新棟建設等の基本設計 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	49,333
基幹システム運用保守に要する経費	令和7年度から 令和9年度まで	64,331
基幹業務システム標準化対応 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	139,249
学区市民ホーム照明器具の賃借 に 要 す る 経 費	令和7年度から 令和16年度まで	24,890
市民税等資料処理に要する経費	令 和 7 年 度	3,251
市民税当初賦課データ入力等 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	772
個人住民税税額通知書等 印字封入封緘に要する経費	令和7年度から 令和8年度まで	22,641
軽自動車税納税通知書等 印字封入封緘に要する経費	令 和 7 年 度	2,926
税総合システム標準化対応 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	664,814

事 項	期 間	限 度 額
土地家屋経年異動判読及び 地番図家屋図修正に要する経費	令和 7 年 度	千円 68,244
土地評価システム運用管理 に 要 す る 経 費	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	22,319
登記履歴管理システム標準化対応 に 要 す る 経 費	令和 7 年 度	30,888
督促状等印字封入封緘 ^{かん} に要する経費	令和 7 年 度	10,271
滞納管理システム標準化対応 に 要 す る 経 費	令和 7 年 度	25,022
住民記録システム等標準化対応 に 要 す る 経 費	令和 7 年 度	434,598
福祉総合システム標準化対応 に 要 す る 経 費	令和 7 年 度	167,200
国民年金システム標準化対応 に 要 す る 経 費	令和 7 年 度	19,246
岡崎市総合老人福祉センター 照明器具の賃借に要する経費	令和 7 年度から 令和 16 年度まで	55,835
保育園照明器具の賃借に要する経費	令和 7 年度から 令和 16 年度まで	39,554
こども園照明器具の賃借 に 要 す る 経 費	令和 7 年度から 令和 16 年度まで	6,991

事 項	期 間	限 度 額
住民健康管理システム標準化対応 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	15,824 千円
看護専門学校照明器具の賃借 に 要 す る 経 費	令和7年度から 令和16年度まで	34,064
自動車の購入に要する経費	令 和 7 年 度	43,548
八帖クリーンセンター受入供給設備 の 整 備 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	62,084
愛知県信用保証協会 に 対 す る 損 失 補 償	令 和 7 年 度	平成21年度から平成23年度 において岡崎市中企業事業 資金の不況対策資金を愛知県 信用保証協会の信用保証によ り融資を受け、かつ同協会が 期間延長に伴う条件変更に応 じた者が、償還元利金の全部 又は一部を返済しない場合に おいて愛知県信用保証協会が 代位弁済に係る求償権償却額 から中企業信用保険法に基 づく保険金として受領した額 を控除した額の2分の1に相 当する額

事 項	期 間	限 度 額
愛 知 県 信 用 保 証 協 会 に 対 す る 損 失 補 償	令和 7 年度から 令和21年度まで	岡崎市中心企業事業資金の経営改善資金を愛知県信用保証協会の信用保証により融資を受けた者が、その償還期限後一定の日時を経過しても償還元利金の全部又は一部を返済しない場合において愛知県信用保証協会が代位弁済に係る求償権償却額から中小企業信用保険法に基づく保険金として受領した額を控除した額の2分の1に相当する額
本宿駅周辺地域拠点関連道路整備に要する経費	令和 7 年 度	321,815
岡崎城投光器の賃借に要する経費	令和 7 年度から 令和 16 年度まで	34,355
岡崎中央総合公園庭球場照明灯具の賃借に要する経費	令和 7 年度から 令和 16 年度まで	59,400
小学校照明器具の賃借に要する経費	令和 7 年度から 令和 16 年度まで	110,240
小学校防犯カメラの賃借に要する経費	令和 7 年度から 令和 12 年度まで	16,742
中学校照明器具の賃借に要する経費	令和 7 年度から 令和 16 年度まで	120,457

事 項	期 間	限 度 額
学校給食配送（北部、東部及び南部 学校給食センター）に要する経費	令和 7 年 度	千円 48,572
学校給食配送（北部及び東部学校 給食センター）に要する経費	令和 7 年度から 令和 17 年度まで	1,263,199
美術館照明器具の賃借に要する経費	令和 7 年度から 令和 16 年度まで	18,795
図書館交流プラザ非常用発電機 の 改 修 に 要 す る 経 費	令和 7 年 度	24,716
地区体育館照明器具の賃借 に 要 す る 経 費	令和 7 年度から 令和 16 年度まで	3,105
岡崎市土地開発公社による公共用地 の 先 行 取 得 に 要 す る 経 費	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	5,407,000
岡崎市土地開発公社が融資を受ける 金 融 機 関 に 対 す る 債 務 保 証	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	5,600,000

第4表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
保 育 園 施 設 整 備 事 業 費	千円 80,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
放課後児童クラブ整備事業費	8,000			
動物総合センター施設整備事業費	31,000			
水 道 事 業 費	488,000			
最終処分場施設整備事業費	25,000			
林 道 整 備 事 業 費	9,000			
道 路 整 備 事 業 費	1,497,000			
スマートインターチェンジ整備事業費	358,000			
岡崎駅周辺整備事業費	70,000			
景観環境まちづくり推進事業費	22,000			
都市計画道路整備事業費	320,000			
東岡崎駅周辺地区整備事業費	21,000			
公 園 整 備 事 業 費	1,084,000			
岡崎駅南土地区画整理事業費	11,000			
岡崎駅東土地区画整理事業費	123,000			
公 営 住 宅 整 備 事 業 費	336,000			
消 防 施 設 整 備 事 業 費	195,000			
学校給食センター整備事業費	1,587,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
美術博物館整備事業費	千円 116,000			
地域文化広場整備事業費	7,000			
スポーツ施設整備事業費	26,000			
計	6,414,000			

令和 6 年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計予算

令和 6 年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,048,197千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

令和 6 年 2 月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 356,196
	1 一般会計繰入金	356,196
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 市債		4,692,000
	1 市債	4,692,000
歳 入 合 計		5,048,197

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 36
	1 総務管理費	36
2 工業団地造成費		4,710,330
	1 工業団地造成費	4,710,330
3 公債費		337,331
	1 公債費	337,331
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		5,048,197

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
阿知和地区工業団地造成等に要する経費	令和7年度から 令和8年度まで	527,000千円に、物価変動、 制度の変更等に伴う増減額を 加算又は減算した額

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
工 業 団 地 造 成 事 業 費	千円 4,692,000	普 通 貸 借	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

令和 6 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算

令和 6 年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,605,608千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（事業勘定の債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第214条（昭和22年法律第67号）の規定により事業勘定の債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（事業勘定の歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により事業勘定の歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

（直営診療所勘定の歳入歳出予算）

第 4 条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,215千円と定める。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 3 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険料		7,584,416
	1 国民健康保険料	7,584,416
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		22
	1 手数料	22
4 国庫支出金		2
	1 国庫負担金	1
	2 国庫補助金	1
5 県支出金		22,420,184
	1 県補助金	22,420,183
	2 財政安定化基金交付金	1
6 財産収入		2,104
	1 財産運用収入	2,104
7 繰入金		3,532,271
	1 一般会計繰入金	3,232,271
	2 基金繰入金	300,000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		66,606
	1 延滞金・加算金及び過料	25,104
	2 雑入	41,502
歳 入 合 計		33,605,608

歳出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		674, 606
	1 総務管理費	594, 565
	2 徴収費	79, 389
	3 運営協議会費	410
	4 趣旨普及費	242
2 保険給付費		22, 241, 044
	1 療養諸費	19, 308, 711
	2 諸給付費	2, 932, 333
3 国民健康保険事業費納付金		10, 239, 327
	1 医療給付費分	7, 061, 099
	2 後期高齢者支援金等分	2, 417, 225
	3 介護納付金分	761, 003
4 保健事業費		390, 983
	1 保健事業費	33, 417
	2 特定健康診査等事業費	357, 566
5 基金積立金		2, 104
	1 基金積立金	2, 104
6 諸支出金		56, 544
	1 償還金及び還付加算金	40, 600
	2 直営診療所勘定繰出金	15, 944
7 予備費		1, 000
	1 予備費	1, 000
歳 出 合 計		33, 605, 608

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム標準化対応 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	千円 182,993
住民健康管理システム標準化対応 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	3,391

第3表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
1 診療収入		千円 67,844
	1 外来診療収入	60,536
	2 その他診療収入	7,308
2 使用料及び手数料		158
	1 手数料	158
3 繰入金		35,080
	1 事業勘定繰入金	15,944
	2 一般会計繰入金	19,136
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		132
	1 雑入	132
歳 入 合 計		103,215

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 58,397
	1 総務管理費	58,397
2 医業費		44,318
	1 医業費	44,318
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		103,215

令和 6 年度岡崎市後期高齢者医療特別会計予算

令和 6 年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,285,258 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		6,154,351
	1 後期高齢者医療保険料	6,154,351
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		1,112,092
	1 一般会計繰入金	1,112,092
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		18,813
	1 延滞金・加算金及び過料	900
	2 償還金及び還付加算金	7,310
	3 雑入	10,603
歳 入 合 計		7,285,258

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 111,058
	1 総務管理費	88,596
	2 徴収費	22,462
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,166,890
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,166,890
3 諸支出金		7,310
	1 償還金及び還付加算金	7,310
歳 出 合 計		7,285,258

令和 6 年度岡崎市介護保険特別会計予算

令和 6 年度岡崎市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,177,662千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和 6 年 2 月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1 保険料		6,246,683
	1 介護保険料	6,246,683
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		5,048,979
	1 国庫負担金	4,550,157
	2 国庫補助金	498,822
4 支払基金交付金		6,757,328
	1 支払基金交付金	6,757,328
5 県支出金		3,495,322
	1 県負担金	3,406,246
	2 県補助金	89,076
6 財産収入		6,300
	1 財産運用収入	6,300
7 繰入金		4,473,341
	1 一般会計繰入金	4,084,979
	2 基金繰入金	388,362
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		149,698
	1 延滞金・加算金及び過料	2,306
	2 雑入	147,392
歳 入 合 計		26,177,662

歳出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		728,447
	1 総務管理費	397,099
	2 徴収費	20,371
	3 介護認定審査会費	308,854
	4 趣旨普及費	2,123
2 保険給付費		24,605,838
	1 介護サービス等諸費	22,688,307
	2 介護予防サービス等諸費	857,546
	3 高額介護サービス等費	599,998
	4 特定入所者介護サービス等費	420,810
	5 市町村特別給付費	24,291
	6 その他諸費	14,886
3 地域支援事業費		668,732
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	514,519
	2 一般介護予防事業費	41,809
	3 包括的支援事業・任意事業費	111,364
	4 その他諸費	1,040
4 基金積立金		6,300
	1 基金積立金	6,300
5 諸支出金		167,345
	1 償還金及び還付加算金	7,011
	2 一般会計繰出金	160,334
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		26,177,662

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険システム標準化対応 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	千円 139,413
住民健康管理システム標準化対応 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	3,391

令和 6 年度岡崎市継続契約集合支払特別会計予算

令和 6 年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,767,098 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 28 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 1,767,098
	1 一般会計繰入金	1,761,657
	2 特別会計繰入金	5,441
歳 入 合 計		1,767,098

歳出

款	項	金 額
1 継続契約集合支出		千円 1,767,098
	1 継続契約集合支出	1,767,098
歳 出 合 計		1,767,098

令和 6 年度岡崎市額田北部診療所特別会計予算

令和 6 年度岡崎市の額田北部診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 111,313 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 6 年 2 月 28 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1 診療収入		91,762
	1 外来診療収入	83,314
	2 その他診療収入	8,448
2 使用料及び手数料		392
	1 使用料	76
	2 手数料	316
3 県支出金		1,072
	1 県補助金	1,072
4 繰入金		13,028
	1 一般会計繰入金	13,028
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		58
	1 雑入	58
7 市債		5,000
	1 市債	5,000
歳 入 合 計		111,313

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 55,040
	1 総務管理費	55,040
2 医業費		55,773
	1 医業費	55,773
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		111,313

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
診療所施設整備事業費	千円 5,000	普通貸借	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

令和 6 年度岡崎市こども発達医療センター特別会計予算

令和 6 年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 271,664 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 6 年 2 月 28 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1 診療収入		70,981
	1 外来診療収入	70,981
2 使用料及び手数料		356
	1 手数料	356
3 繰入金		170,938
	1 一般会計繰入金	170,938
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		12,388
	1 受託事業収入	2,250
	2 雑入	10,138
6 市債		17,000
	1 市債	17,000
歳 入 合 計		271,664

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 176,006
	1 総務管理費	176,006
2 医業費		58,378
	1 医業費	58,378
3 施設整備費		36,779
	1 施設整備費	36,779
4 諸支出金		1
	1 償還金	1
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		271,664

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
診療所施設整備事業費	千円 17,000	普通貸借	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

令和 6 年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計予算

令和 6 年度岡崎市の岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 換地清算金収入		千円 1
	1 換地清算徴収金	1
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		2

歳出

款	項	金 額
1 換地清算金		千円 1
	1 換地清算交付金	1
2 諸支出金		1
	1 一般会計繰出金	1
歳 出 合 計		2

令和 6 年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 6 年度岡崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33,865 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 28 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
1 事業収入		千円 15,101
	1 貸付金元利収入	15,101
2 繰入金		3,145
	1 一般会計繰入金	3,145
3 繰越金		15,618
	1 繰越金	15,618
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		33,865

歳出

款	項	金 額
		千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	12,540
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	12,540
2	公債費	13,768
	1 公債費	13,768
3	諸支出金	7,557
	1 一般会計繰出金	7,557
	歳 出 合 計	33,865

令和 6 年第 47 号議案

令和 6 年度岡崎市宮崎財産区特別会計予算

令和 6 年度岡崎市の宮崎財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,061 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 28 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 853
	1 財産運用収入	852
	2 財産売却収入	1
2 寄附金		1
	1 寄附金	1
3 繰入金		4,205
	1 基金繰入金	4,205
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		5,061

歳出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 1,980
	1 管理会費	1,980
2 総務費		1,038
	1 総務管理費	1,038
3 区有林費		1,943
	1 区有林費	1,943
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		5,061

令和 6 年度岡崎市形埜財産区特別会計予算

令和 6 年度岡崎市の形埜財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,751千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1 財産収入		1,085
	1 財産運用収入	1,084
	2 財産売却収入	1
2 寄附金		1
	1 寄附金	1
3 繰入金		663
	1 基金繰入金	663
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		1,751

歳出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 290
	1 管理会費	290
2 総務費		19
	1 総務管理費	19
3 区有林費		1,392
	1 区有林費	1,392
4 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出 合 計		1,751

令和6年度岡崎市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	床	数	一 般 病 床	680	床
(2)	年	間	患 者 数	入 院	193,085	人
				外 来	299,133	人
(3)	1	日	平 均 患 者 数	入 院	529	人
				外 来	1,231	人
(4)	主要な建設改良事業	建設改良費	事業費	1,032,209	千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	病院事業収益	26,359,634	千円
第1項	医業収益	24,225,081	千円
第2項	医業外収益	2,121,373	千円
第3項	特別利益	13,180	千円
支		出	
第1款	病院事業費用	27,130,375	千円
第1項	医業費用	26,288,756	千円
第2項	医業外費用	820,234	千円
第3項	特別損失	18,385	千円
第4項	予備費	3,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,854,101千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,180千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,849,921千円で補填するものとする。）。

収		入	
第1款	資本的収入	1,865,600	千円
第1項	他会計負担金	985,024	千円
第2項	固定資産収入	1	千円

第3項	投資償還金収入	298	千円
第4項	企業債	877,000	千円
第5項	補助金	3,277	千円

支 出

第1款	資本的支出	4,719,701	千円
第1項	建設改良費	1,872,347	千円
第2項	投資	1,003,600	千円
第3項	企業債償還金	1,843,754	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
統合情報システム更新に要する経費	令和7年度から 令和8年度まで	千円 56,650

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
設備改修 事業費	千円 683,300	普通貸借	4.0 % 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後においては、当該見 直し後の利 率)	政府資金等につい てはその融資条件 により、銀行その 他の場合にはその 債権者と協定する 融資条件による。 ただし、融資条件 又は企業財政の都 合により償還年限 を短縮し、若しく は繰上償還し、又 は低利債に借換え することができる。
駐車場整備 事業費	148,300			
結核・感染症 病棟建設 事業費	45,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款病

院事業費用のうち第1項医業費用及び第2項医業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

12,577,165 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	人工関節手術支援ロボット	一 式
	尿路結石レーザー治療装置	一 式
	超 音 波 診 断 装 置	一 式
	医 用 画 像 情 報 シ ス テ ム	一 式
	全 自 動 輸 血 検 査 シ ス テ ム	一 式
	微 生 物 分 類 同 定 分 析 装 置	一 式
	超電導磁石式全身用MR装置用 ソフトウェア及びコイル	一 式
	生 体 情 報 モ ニ タ	二 式
	自 動 薬 剤 ピ ッ キ ン グ 装 置 ほ か 調 剤 機 器	一 式

令和6年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和6年度岡崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	170,720	戸
(2) 年 間 総 給 水 量	40,981,000	m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	112,277	m ³
(4) 主要な建設改良事業	管路耐震化等工事 事業費	3,054,538 千円
	施 設 更 新 工 事 事業費	652,389 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益	8,118,465	千円
第1項 営 業 収 益	7,057,164	千円
第2項 営 業 外 収 益	1,061,299	千円
第3項 特 別 利 益	2	千円
支 出		
第1款 水道事業費用	7,627,510	千円
第1項 営 業 費 用	7,380,991	千円
第2項 営 業 外 費 用	234,843	千円
第3項 特 別 損 失	5,676	千円
第4項 予 備 費	6,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,385,779千円は建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額274,389千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,611,390千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入	2,053,127	千円
第1項 企 業 債	300,000	千円
第2項 出 資 金	925,976	千円
第3項 工 事 負 担 金	522,350	千円

第4項 分 担 金	239,511 千円
第5項 他 会 計 負 担 金	65,289 千円
第6項 固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	5,438,906 千円
第1項 建 設 改 良 費	3,987,656 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,351,250 千円
第3項 投 資	100,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大 法 川 浄 水 場 ほ か 1 施 設 膜 ろ 過 整 備 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	千円 28,644

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業費	千円 300,000	普 通 貸 借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款水道事業費用のうち第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	972,321 千円
(2) 交 際 費	80 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、112,577千円と定める。

令和6年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和6年度岡崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	下水道接続戸数		148,800	戸
(2)	年間総処理水量		36,789,000	m ³
(3)	1日平均処理水量		100,792	m ³
(4)	主要な建設改良事業	管渠 ^{きよ} 施設築造工事	事業費	2,606,000 千円
		管渠 ^{きよ} 施設改良工事	事業費	1,570,273 千円
		ポンプ施設改良工事	事業費	818,259 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	下水道事業収益	10,496,273	千円
第1項	営業収益	6,491,619	千円
第2項	営業外収益	4,004,652	千円
第3項	特別利益	2	千円
支		出	
第1款	下水道事業費用	10,234,812	千円
第1項	営業費用	9,311,650	千円
第2項	営業外費用	915,144	千円
第3項	特別損失	4,518	千円
第4項	予備費	3,500	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,896,619千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額134,457千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額172,415千円、過年度分損益勘定留保資金3,031,416千円並びに当年度分損益勘定留保資金558,331千円で補填するものとする。）。

収		入	
第1款	資本的収入	6,834,357	千円
第1項	企業債	4,857,100	千円

第2項	出資金	157,774	千円
第3項	負担金	102,010	千円
第4項	補助金	1,716,254	千円
第5項	貸付金償還金収入	1,219	千円
支 出			
第1款	資本的支出	10,730,976	千円
第1項	建設改良費	6,411,682	千円
第2項	企業債償還金	4,313,494	千円
第3項	投資	5,800	千円

(特例的収入及び支出)

第5条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ112,131千円及び301,938千円である。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
旧北斗台処理施設の撤去に要する経費	令和7年度	千円 174,000
雨水ポンプ場の修繕に要する経費 (中島雨水ポンプ場)	令和7年度	5,000
雨水ポンプ場の改築に要する経費 (大門雨水ポンプ場)	令和7年度	197,000
雨水ポンプ場の改築に要する経費 (砂川雨水ポンプ場)	令和7年度	71,206
汚水中継ポンプ場の改築に要する経費 (大西汚水中継ポンプ場)	令和7年度	104,016

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業 費	千円 4,116,000	普 通 貸 借	4.0％以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
資 本 費 平 準 化 債	741,100			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款下水道事業費用のうち第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 562,568 千円 |
| (2) 交 際 費 | 80 千円 |

令和6年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩